

協 定 書

東京藝術大学社会連携センターと法務省保護局は、

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りや犯罪や非行を防止するために、展開されている“社会を明るくする運動”を始めとする更生保護の諸活動やそれを支える地域社会に藝術の力で貢献するため、

互いに連携協力し、ワークショップ開催や更生保護誌表紙絵制作支援協力等関連事業を実施する。

ここに、連携協力関係を結ぶため、調印する。

おって、詳細については、東京藝術大学社会連携センターと法務省保護局及び関係機関・団体との間で覚書を取り交わすこととする。

平成29年 3月 23日

東京藝術大学社会連携センター長

宮 正 正 明

法務省保護局長

畠 本 直 美